

日医発第 1117 号(健Ⅱ)
令和 4 年 9 月 9 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布並びに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記に係る通知 3 件がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、コミナティ筋注 5～11 歳用による 3 回目接種を予防接種法上位置づけること」、「12 歳未満の者を新型コロナワクチン接種を受ける努力義務の対象とすること」を通知するものです。概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

12 歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とする。

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

3 回目接種（第一期追加接種）の実施方法として、1.3mL の生理食塩液で希釈したコミナティ筋注 5～11 歳用を 1・2 回目接種（初回接種）の終了後 5 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に 0.2mL 注射する方法を追加する。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の 3 回目接種（第一期追加接種）に使用するワクチンにコミナティ筋注 5～11 歳用を加え、その対象者を「5 歳以上 12 歳未満の者」とする。

第 36 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 資料：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27763.html

第 16 回新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 資料：

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_27815.html

健 発 0906 第 9 号
令 和 4 年 9 月 6 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び
予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第296号）及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第125号）が本日、公布・施行されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。



健 発 0906 第 7 号
令 和 4 年 9 月 6 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第296号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第7項（※）を改正し、12歳未満の者について、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける努力義務の対象とする。

（※）予防接種法施行令附則第7項においては、現行規定上、以下の者を予防接種法（昭和23年法律第68号）第9条の適用対象から除外することとしている。

- ・ 12歳以上未満の者
- ・ 12歳以上60歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に3回受けたもの

第二 施行期日

公布の日（令和4年9月6日）

予防疫種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年九月六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百九十六号

予防疫種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防疫種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防疫種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「次に掲げる者」を「六十歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防疫種を既に三回受けたもの」に改め、同項各号を削る。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

写

健 発 0906 第 8 号
令 和 4 年 9 月 6 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第125号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

- 第1期追加接種の実施方法として、以下の方法を追加する。
 - ・ 1.3ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第14条の承認を受けたものに限る。）を初回接種の終了後5月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.2ミリリットルとする方法

第二 施行期日

公布の日（令和4年9月6日）

○厚生労働省令第二百二十五号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月六日

厚生労働大臣 加藤 勝信

予防接種実施規則の一部を改正する省令

（傍線部分は改正部分）

<p>改正後</p> <p>附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種）</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>改正前</p> <p>附則 （新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種）</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種（次項及び次条において「第一期追加接種」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一・二（略）</p>
--	--

この省令は、公布の日から施行する。

附 則

2 三 前条第一項第四号に掲げるワクチンを
初回接種の終了後五月以上の間隔をおい
て一回筋肉内に注射するものとし、接種
量は、〇・二ミリリットルとする方法
四 (略)

2 三 (新設)
(略)

事 務 連 絡
令 和 4 年 9 月 6 日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局
予防接種担当参事官室
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和4年9月6日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知いたしました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0906第6号
令和4年9月6日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和4年9月6日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年9月6日から適用する。

なお、改正内容は下記のとおりである。

記

- 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種に使用するワクチンに「新型コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)」を加え、その対象者を「5歳以上12歳未満の者」とすること。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現 行
<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p>	<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p>	<p>一部改正 s 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0722第10号 令和4年7月22日</p>

〈改正後〉

〈現 行〉

一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日

各
〔市 町 村 長〕
〔特 別 区 長〕 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)

予防接種法 (昭和23年法律第68号) 附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村 (特別区を含む。) の区域内に居住する5歳以上の者。
- 2 期間
令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

- 3 使用するワクチン
(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号。以下	12歳以上の者
---	---------

各
〔市 町 村 長〕
〔特 別 区 長〕 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)

予防接種法 (昭和23年法律第68号) 附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村 (特別区を含む。) の区域内に居住する5歳以上の者。
- 2 期間
令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

- 3 使用するワクチン
(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号。以下	12歳以上の者
---	---------

〈改正後〉

〈現 行〉

「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)		「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)(令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)	コロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)(令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者	組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
<p>(2) 第一期追加接種</p> <p>第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>		<p>(2) 第一期追加接種</p> <p>第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>	
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)	18歳以上の者	コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)	18歳以上の者

〈改正後〉

〈現 行〉

<p>V-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>		<p>V-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>5歳以上12歳未満の者</p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
<p>組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18歳以上の者</p>	<p>組換えコロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18歳以上の者</p>
<p>(3) 第二期追加接種 第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>		<p>(3) 第二期追加接種 第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</p>	
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18歳以上の者 (18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18歳以上の者 (18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>
<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18歳以上の者 (18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>	<p>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS-CoV-2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</p>	<p>18歳以上の者 (18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)</p>

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日
一部改正 厚生労働省発健0722第10号
令和4年7月22日
一部改正 厚生労働省発健0906第5号
令和4年9月6日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市町村長} \\ \text{特別区長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和4年9月 30 日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)(令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	12歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	5歳以上12歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)	18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者に限る。)

以上